

**令和2年度
新富町長期総合計画
実施計画書の検証**

令和3年9月

新 富 町

■事業実施計画（検証）の目的

新富町では、平成23年度から新富町第5次長期総合計画に基づく「各課の事業実施計画」を作成し、年度終了後にその検証を実施の上、公表しています。

■検証の方法

令和2年度各課の事業実施計画における取組事業に対し、事業の達成状況を各課で検証し、総合的な評価を行っています。評価欄の記述については、以下のとおりです。

評価記号	目標達成状況
○	全部で目標を達成することができた
△	一部で目標を達成することができた
×	目標を達成できなかった
●	評価できなかった

■検証の活用等

本検証の結果については、行政事務の効率化および重点化を図るための行政評価の資料として活用していくとともに、町政情報として広く公表することによって、長期総合計画の実行性を確保し、町政運営の透明性向上、町民との協働によるまちづくりを推進していきます。

目 次

総務課	- 3 -
総合政策課	- 9 -
財政課	- 13 -
基地対策課	- 15 -
税務課	- 17 -
町民課	- 20 -
いきいき健康課	- 22 -
福祉課	- 29 -
産業振興課	- 40 -
農地管理課	- 46 -
都市建設課	- 49 -
水道課	- 55 -
会計課	- 57 -
議会事務局	- 58 -
教育総務課	- 60 -
生涯学習課	- 65 -
農業委員会事務局	- 70 -

総務課

課長	池田 真二
課長補佐	冠地 千里
課長補佐	税田 賢司
秘書広報室長	和田 憲幸
情報化推進室長	清 紀文

1. 総務課の役割

総務課は、職員係、行政係、危機管理係、秘書広報室秘書広報係、情報化推進室情報化推進係で構成されています。

各係の業務内容は下記のとおりです。

【職員係】人事、給与に関すること。

【行政係】議会、法制執務、行政一般、行財政改革に関すること。

【危機管理係】危機管理、防災、消防、防犯、交通安全に関すること。

【秘書広報室秘書広報係】秘書広報広聴に関すること。

【情報化推進室情報化推進係】情報通信網の整備、行政情報システムに関すること。

2. 個別事業とその目標

① 町内 IT 化の促進	
① (第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)	
◆ 光ファイバーによる情報通信基盤を活用した IP 告知放送の内容拡充を検討します。	
【評価】 ○	【検証】 議会を身近に感じてもらうための取組として、IP 告知放送を活用し議会本会議の放送を行いました。また、コロナ渦の運動不足解消のためラジオ体操の放送を行いました。
② 防火意識向上の推進	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 消防組織の充実 ①消防団員の確保を図ります。 ②女性消防団（ラッパ隊員）の加入促進を図ります。	
◆ 消防車両（第15部）を更新します。	
【評価】 ○	【検証】 広報誌等により団員加入促進に努め、女性部を発足しました。 消防車両（第15部）を年度内に更新しました。

③ 救急体制の強化 (第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。	
【評価】 ○	【検証】 関係機関及び関係課の連携のもと、ドクターヘリを運用しました。

④ 住民と一体となった防災体制の構築の推進 (第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 自主防災組織設立の環境づくり ① 区長会等で組織づくりのための情報を提供します。 ② 自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。 ③ 自主防災組織、消防団等で県が行う防災士養成研修を受講し、地域等における防災リーダーの育成を図ります。なお、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。	
◆ 自主防災組織への活動支援 ① 自主防災組織を結成した地区に対して、発電機や投光機等の防災資機材を配置します。	
◆ 防災訓練の実施 ① 地区と連携して防災訓練を行います。また、防災講話などによる防災意識の啓発を行います。	
【評価】 ○	【検証】 令和3年3月末現在、自主防災組織は、62地区中38地区が結成しています。(令和3年度中の新規設立：瀬口地区) 未結成の地区に対し、区長会において組織結成を促しました。 区長会において自主防災意識の向上のため、防災講話を実施しました。 保育園園長会において、自主防災意識向上のため、防災講話を実施しました。 舟津・瀬口地区の自主防災組織に対して、防災資器材の整備を行いました。 地区、地元企業に対して、合計10回の防災講話を実施しました。 消防団との連携強化のため、防災講話と図上訓練を実施しました。

⑤ 災害時体制の強化の推進	
(第1節 暮らし・環境_1 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
<p>◆ 総合的な災害時体制の強化</p> <p>① 災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。</p> <p>② 地域住民と連携した避難訓練を実施します。</p> <p>③ 防災行政無線放送施設（移動系設備）の更新を行います。</p> <p>④ 県の浸水想定見直しに伴う洪水ハザードマップの更新を行います。</p> <p>⑤ 災害防災体制の強化を図るため、地域防災計画等の見直しを行います。</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、業務継続計画を作成しました。また、避難所対応要領を作成し、避難所担当職員に向けた実働訓練を実施しました。</p> <p>避難所の環境整備として、富田中学校講堂、新田学園中学部体育館、上新田学園体育館に空調機を設置しました。</p> <p>災害防災体制の強化を図るため、地域防災計画等の見直しを行いました。</p> <p>県の浸水想定見直しに伴う洪水ハザードマップの更新を行いました。</p>

⑥ 安心安全な町づくりの推進	
(第1節 暮らし・環境_1 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
<p>◆ 地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。</p> <p>◆ 青色パトロール車を活用し、防犯パトロール員による巡回を実施します。</p> <p>① 交通安全運動期間に合わせて、啓発キャンペーン等を実施します。</p> <p>② 児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第3金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。</p> <p>◆ 防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を行います。</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>地域住民等から要望のあった防犯灯については9箇所の新設を行い、LEDへの照明機器取替えとして107箇所更新を行いました。</p> <p>春と秋の交通安全運動期間に合わせて、啓発キャンペーン等を実施するとともに、児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを随時実施しました。</p> <p>防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進として、ホームページ等で広報を行いました。</p>

⑦ 交通安全対策	
(第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラー、注意喚起を促す看板を設置します。 ◆ 高齢運転者の交通事故防止策として、65歳以上の方の安全運転サポート車の購入費用を一部助成します。 	
【評価】 ○	【検証】 要望のあった見通しの悪い危険箇所にカーブミラーを6基新設しました。 安全運転サポート車購入費用助成を廃止し、安全運転意識高揚とあおり運転被害防止対策として、ドライブレコーダー設置費用の一部助成を373名に対して行いました。

⑧ 人権啓発活動の取組	
(第3節 教育・文化・人づくり_Ⅳ 生涯学習_2 生涯学習活動の促進)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新富町人権擁護委員による無料の人権相談所を、富田地区、新田地区、上新田地区それぞれ年2回計6回開設します。 ◆ 人権尊重理念への理解を深めてもらうため、人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。 ◆ 町内の小中学校及び特別支援学校の児童生徒において、人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、人権に関する作品の募集を行い、その作品を人権週間等に啓発資料として活用し広く人権意識の普及高揚を図ります。 	
【評価】 ○	【検証】 町内4名の人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を偶数月の第1金曜日に開設を行い、富田地区・新田地区・上新田地区で合計3回開催しました。 12月に町内で広報活動及び啓発物品の配布を行い、また、役場掲示スペースにおいて、小学校人権啓発ポスターの掲示を行い人権尊重の啓発に努めました。

⑨ 乗車券販売事業	
(第4節 産業・経済_V 観光_1 観光)	
◆ 日向新富駅における乗車券販売の運営を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 乗車券販売の営業時間を早朝から開始し、休日販売も行いました。

⑩ 広報誌等による情報提供の充実 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_II 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆ 町広報誌、町のホームページの活用により町民への情報提供の充実を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 広報誌の編集・デザインに経験のある地域おこし協力隊を活用し、住民に分かりやすい広報誌の作成を行いました。合わせて、広報誌・町HPのレイアウト、デザイン等の研修会に、担当する地域おこし協力隊を派遣しました。

⑪ 地区（自治会）加入の推進及び地区組織の活性化 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_II 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆ 環境整備や防犯・防災、青少年育成など地域に愛着を持ち、自主的・主体的に活動できるように誰もが住みやすい安全・安心のまちづくりを目指し、広報誌等で地区加入を呼びかけ、転入者に対する地区加入チラシの配布等、地区組織の拡充を図ります。	
◆ 地区組織活性化のための取組みを推進していきます。	
【評価】 ○	【検証】 区長会において、地区加入要件の緩和について依頼を行いました。また、転入時に地区加入のパンフレットを配布して、地区加入について案内を行いました。

⑫ 行政運営の効率化 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_III 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆ さらなる行政運営の効率化を目指し、行政需要に対応した組織体制にし、業務内容に応じた職員構成、適正な人員配置に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 行政需要に対応した組織体制構築及び人員配置のため、所属長に対して、課題等把握を行い、適正な配置に努めました。

⑬ 職員の資質の向上 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_III 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆ 職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。	
① 人事評価制度を充実させ、人材育成を図ります。	
② 町関係機関へ職員派遣を行います。	
③ 市町村研修センターの実施する研修に参加します。	
④ 町独自の派遣研修を積極的に行います。	
⑤ 職員に対する独自研修を充実させます。	
⑥ 職員の心身にも気を配り、メンタルヘルスやカウンセリングを行います。	

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>全職員を対象に人事評価制度研修を行いました。 市町村研修センターの実施する研修への参加促進を行いました。 職員独自で企画実施する先進地研修及び町独自の研修を行いました。</p> <p>メンタルヘルスやカウンセリングについては、チラシ等で啓発のほか、職員を対象にカウンセリングを実施し、また年代別で独自のメンタルヘルスセルフケア研修会を行いました。</p>
-----------------------------	---

<p>⑭ 広域行政の推進 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_5 広域行政の推進)</p>	
<p>◆西都・児湯地区の連携を強化するとともに、広域行政を推進し効率的な行政運営の調査・研究を進めます。</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>西都児湯の1市5町1村で連携を強化し、執行機関の附属機関の共同設置を行い、効率的な行政運営を行いました。</p>

総合政策課

課長 比江島 信也
 課長補佐 有馬 義人
 スポーツ観光推進室長 (兼)有馬義人

1. 総合政策課の役割

総合政策課は、企画政策係とまちづくり推進室（まちづくり係と施設整備推進係）で構成されています。業務内容は下記のとおりです。

【企画政策係】 第5次新富町長期総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて、1. 総合計画の実効性確保、2. 政策立案・調整、3. 男女共同参画、4. 統計調査、5. 市町村合併の研究、6. 企業誘致、7. 地域住民との協働推進などの役割を担っています。

【スポーツ観光推進室】 サッカーを中心としたまちづくりを目指し、スポーツ観光事業を推進しています。

民間設置によるサッカースタジアムの整備促進、防衛省補助を活用した屋外運動場（フットボールセンター）の整備、J3所属のテゲバジャーロ宮崎との連携事業や、女子サッカーチームの活動を進めるNPOを支援しています。

2. 個別事業とその目標

① コミュニティバス事業・デマンドタクシー事業

(第1節暮らし・環境_1生活環境_1暮らしのインフラ)

◆ 移動手段を持たない方に対し、日常生活に必要な交通手段としてデマンドタクシーとコミュニティバスを併用し運行します。

【評価】

○

【検証】

令和2年11月に乗合タクシー「トヨタク」の運行を開始し、乗合タクシーとコミュニティバスを併用運行し町民の利便性向上に努めました。

② 空き家等の利活用

(第1節暮らし・環境_1生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 空き家バンクを創設し、空き家の所有者に同バンクへの登録を勧めるとともに、登録物件のリフォーム等に関する費用を一部助成し、移住定住の促進を図ります。

【評価】

△

【検証】

空き家バンク制度を活用し売買契約に至った件数が5件ありました。その5件については、空き家バンクリフォーム等補助金を支給しました。

③ 地域おこし協力隊の受入れ

(第1節暮らし・環境_Ⅰ生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 都市部からの住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、起業を目指す1名の隊員とスポーツ観光に取り組む隊員16名を新たに受け入れ、3年後の起業に向けて各々の活動を開始し、27名の隊員が町内で様々な活動を行いました。

④ 男女共同参画の推進

(第3節 教育・文化・人づくり_Ⅵ ボランティア・男女共同参画_1 ボランティア・男女共同参画)

- ◆ 新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるための広報活動に取り組みます。
- ◆ 政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を推進します。

【評価】

○

【検証】

県と連携しながら啓発を進め、全庁的に各種審議会等への女性参画を推進しました。

⑤ 企業誘致の推進

(第4節産業・経済_Ⅲ 商業、サービス業、工業_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 新たな工業団地確保のための候補地の研究とあわせ、町外からの企業誘致に取り組みます。
- ◆ 西都・児湯地区企業立地促進協議会を核として広域的な企業誘致活動に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

誘致企業1件の認定を行い、認定企業の開発行為申請手続きに至る支援を行いました。

⑥ ふるさと納税推進事業

(第4節産業・経済_Ⅴ 観光_1 観光)

- ◆ 地場産品を活用したふるさと納税事業を推進します。

【評価】

○

【検証】

ふるさと納税事業については14億を超える寄附をいただくなど、大きく拡充することができました。

⑦ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客

(第4節産業・経済_V 観光_1 観光)

- ◆ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者と連携し、PR活動を積極的に行います。
- ◆ お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。
- ◆ 施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行います。

【評価】

○

【検証】

毎月、指定管理者より、お客様の声について報告を受け、お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスを行いました。

⑧ 経済・産業の活性化

(第4節産業・経済_VI 地方創生_1 地方創生)

- ◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用した商品開発、地場製品の販売、生産者・事業者等の経営力強化のための人材育成、観光・移住を絡めた定住促進に取り組みを支援します。

【評価】

○

【検証】

ライチを中心とした地域資源のブランディングなど積極的に行い、生産者や事業者向けの人材育成事業に力を入れました。

⑨ 町内への「賑わい」の創出

(第4節産業・経済_VI 地方創生_1 地方創生)

- ◆ 民間資金によって、テゲバジャーロ宮崎のホームスタジアム（J3基準スタジアム）を整備します。
- ◆ 県内のサッカー競技の中心地となるフットボールセンターの整備を行います。

【評価】

○

【検証】

年度内にホームスタジアムが完成し、公共施設として寄附を受け、3月に運用を開始しました。また、フットボールセンターの整備に関しては、令和4年度の完成を目指し、実施設計に取り組みました。

⑩ 長期総合計画の実効性の確保

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_I 行財政_1 行財政)

- ◆ 基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。

【評価】

○

【検証】

令和元年度の検証と令和2年度の実施計画を作成し、公表することができました。

⑪ 地域づくり事業の推進

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_II 町民参加の推進_1 町民参加の推進)

- ◆ まちづくり条例に基づく一般枠・イベント開催枠を広く町民に周知し、一般枠のさらなる実績増を目指します。
- ◆ まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。
- ◆ 新富出身者等で構成する新富会関東支部の活動を支援し、交流活動を通じて本町の魅力を情報発信します。

【評価】

△

【検証】

まちづくり補助金は、6月に新たな枠2枠の新設を行いました。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、一般枠2件のみの申請に留まりました。なお、イベント枠等一般枠以外での申請はありませんでした。

新富会関東支部の活動についても、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、関東圏での交流活動が実施されず、活動の支援等を行うことができませんでした。

財政課

課長 平井 康博
課長補佐 後藤 朋巳

1. 財政課の役割

財政課は、財務係と管財入札係で構成され、財政（予算・決算）、財政改革、財産管理、入札事務に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 行政情報の公開 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_II 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆町の財政状況について、予算（決算）議決（認定）ある後、速やかに広報誌及び町のホームページに掲載し、情報公開に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 予算・決算の状況については、しんとみ財政事情を5月と10月に作成し、また、当初予算、各補正予算成立後には、主な事業を抜粋したものを広報誌及びホームページに掲載し随時町民への周知を行いました。
② 財政運営の効率化 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_III 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い、予算に反映します。 ◆事業の必要性の検討を行うとともに優先順位を決め、歳出の安定化を図り、予算に反映させます。 ◆国・県補助金を活用することにより財源を確保し、財政運営の健全化を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 当初予算編成時より各補正予算まで、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、規律ある財政運営を堅持しながら、将来への投資や暮らしに身近な事業へ財源の重点的配分に努めました。

<p>③ 財源の確保</p> <p>(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)</p>	
<p>◆プライマリーバランス（町債発行額を除く歳入と、公債費を除く歳出の差で、基礎的な財政収支を示すもの）の黒字を維持し、財政健全化指数等も注視しながら引き続き健全な財政運営の維持を図ります。</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>償還額以上に借入をしないことを基本とし、プライマリーバランスの黒字化を今後も維持していきます。</p> <p>また、財政健全化指数等も注視し、事業の対象となる基金、国県補助金、町債発行額等についても十分に考慮し財源の確保を図りました。</p>

基地対策課

課長 宮武 祐二
課長補佐 竹内 直也

1. 基地対策課の役割

基地対策課は、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 騒音対策	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
<p>◆ 基地騒音の軽減に対する町民の要望が強い住宅防音工事のさらなる推進を図ります。告示後住宅の防音工事については、平成26年4月から85W以上の区域で国が定めた項目に該当する住宅に対して住宅防音工事が開始されましたが、まだ対象となっていない告示後住宅の防音工事ができるよう国に働きかけます。また、住宅防音、空調機等の機能復旧工事については、待機住宅の早期解消を国に働きかけます。</p>	
【評価】 △	【検証】 待機世帯の早期解消について国へ要望を行いましたが、待機世帯数は着実に減少していますが解消には至りませんでした。また、告示後に建設された住宅の防音工事についても国へ要望を行いましたが85W区域の一部住宅への防音工事に留まっています。
② 障害防止対策	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
<p>◆ 米軍の移転訓練や空母艦載機着艦訓練期間中は、庁舎内に連絡本部等を設置し、町民の不安解消を図るとともに、情報の収集・提供を充実させます。</p> <p>◆ 米軍再編に係る21項目の覚書について、年1回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。</p>	
【評価】 △	【検証】 米軍再編に係る移転訓練が実施され、訓練期間中は課内に連絡本部を設置し、町民の安全安心の確保に努めました。また、米軍再編に係る覚書への取り組みについては、国と町関係各課で安心・安全対策や防衛施設周辺財産の有効利用等について検証を行いました。

③ 生活環境整備	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国（熊本防衛支局、新田原基地）との連絡を密にします。 ◆ 基地内および周辺財産の樹木等の伐採や管理への対策を申し入れます。 ◆ 激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。 ◆ 各地区が管理する集会所に、各地区が空気調和機器等を設置する場合に補助を行い、地区活動の活性化を図ります。 	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>基地周辺財産に隣接する農地所有者や耕作者、地区からの要望については、その都度、国との連絡を密にとり、敏速な問題解消への対応を要請しました。</p> <p>激甚地区における生活道の整備については地区と協議の上、整備を進めました。</p> <p>地区集会所空気調和機器設置の際の補助については10地区に対して実施しました。</p> <p>地区の戸数に応じ地区集会所に合計600脚の折りたたみ椅子の設置を行いました。</p>

税務課

課長	宮本 芳幸
課長補佐	河野 ゆかり
課長補佐	黒木 崇
課長補佐	清 菜穂子

1. 税務課の役割

税務課は、固定資産係、賦課係、収納係で構成されています。

各係の主な業務は、次のとおりです。

【固定資産係】固定資産税、地籍調査、家屋台帳、償却資産台帳、土地家屋評価証明に関すること。

【賦課係】住民税（個人・法人）、軽自動車税、国民健康保険税、税に関する証明に関すること。

【収納係】税収納に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 家屋全棟調査

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化 1_行財政運営の効率化）

◆ 現在課税されている家屋との公平性を確保するため、「家屋調査システム」を基に課税されていない家屋を調査します。

平成29年度に撮影した航空写真と過去に撮影した航空写真とを比較し、区域毎に効率的な抽出作業をおこない、現地調査を実施します。併せてその成果を家屋調査システムに反映させデータの修正更新を行うことで、課税漏れ等の縮減に努めます。

【評価】

○

【検証】

「家屋調査システム」を活用し、新・増築家屋の調査を計画的に行いました。調査後のシステム更新作業も随時行いました。

（調査実績） 新・増築： 91件（前年度比 3件増）

減失： 72件（前年度比 14件増）

② 国定資産（土地）評価総合調査業務

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化 1_行財政運営の効率化）

◆ 地目ごとに公平な評価を確保するため、所在地・利用状況等により現行評価を検証するとともに、新たに一般農地・山林の評価見直しを行い、適正評価を図ります。この業務は、令和3年度評価替えのために、平成30年度から3年かけて実施するもので、今年度は最終年度となります。

<p>今年度は、次のとおり作業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①路線区分・路線データ調査 ②路線価仮算定及び路線価算定 ③公開用路線価図等作成 ④画地計測・画地認定図作成 ⑤地番路線図作成 ⑥土砂災害警戒区域等対象地更新 ⑦一般農地・山林の標準地と各筆とのアドレス設定等 ⑧用途地区・状況類似区分・標準地位置図作成 ⑨土地評価事務取扱要領改訂 	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>町内の巡回や農業委員会からの情報収集を定期的に行うことにより、現況の課税地目の適正な評価の見直しを行いました。次回評価替えに向けて、一般農地・山林の状況類似地域及び状況類似地区の見直しも計画通り行えました。</p> <p>また、令和2年度に実施予定であった作業・調査についても、年度内に滞りなく終わることができました。</p>

<p>③ キャッシュレス決済の拡充</p> <p>(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)</p>	
<p>◆スマートフォンアプリ（みやぎんP a y）の導入に引き続き、キャッシュレス決済の更なる拡充に向け、会計課と協力連携しながら検討し、町民の利便性の向上を目指します。</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>キャッシュレス決済の拡充のためにスマートフォンアプリ「P a y P a y」を令和2年度から導入したことで、金融機関やコンビニに出向くことなく自宅で納付することが可能となり、町民の利便性の向上に繋がりました。</p>

<p>④ 未納者への対応</p> <p>(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)</p>	
<p>◆納期限を過ぎた未納分がある方には、早期に納付依頼文書を送付して、滞納金額が増加することを防ぎます。</p> <p>◆納付が困難な方については、相談により、年度内完納となるような納付計画を立てます。</p> <p>◆督促状や催告書を送付しても、納付や反応のない方に対しては、税の公平性を保つことを目的として、法に基づいた滞納処分を速やかに行います。</p>	

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>未納がある方に対して早期に催告書を送付することにより、年度内納付が促進され、現年度分においては収納率向上に繋がりました。</p> <p>納付が困難な方について年度内完納ができるよう納付計画を立てることにより、未納額の増加を抑制しました。</p> <p>税(料金)の公平性を保つため、また、納期内納付の意識向上のため未納者に対して、給与・預金・動産等の差押えを行いました。</p>
-----------------------------	---

町民課

課長 井下 喜仁
課長補佐 宮崎 智恵美

1. 町民課の役割

町民課は、戸籍住民係と年金係で構成され、戸籍住民係では窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務などを所掌し、年金係では国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 消費者行政についての啓発

(第1節暮らし・環境_1生活環境_2消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ◆消費者の安全と安心を確保するために、西都児湯消費生活相談センターと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的に行います。

【評価】

○

【検証】

消費者相談窓口の開設日を広報誌に掲載し、町民の皆様への周知を行いました。

消費者行政全般の相談について、西都児湯消費生活相談センターと連携して、早期解決に努めました。

マイナンバーカードの出張申請時において、消費者行政についても同時に啓発物品の配布及び啓発活動を図りました。

② 窓口業務のサービス向上

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)

- ◆来庁者へ優しく丁寧な対応とわかりやすい案内の充実を心掛け、来庁者の目線に合わせた温かみのある窓口を目指します。
- ◆業務知識を深めて信頼される職員を目指すために、法務局等の各種研修会に積極的に参加します。
- ◆各種証明書の発行、多様化する来庁者への幅広い問い合わせや要望に対応するため、担当課と総合窓口との連携をはかり、来庁者の皆様の利便性をはかります。
- ◆マイナンバーカードによる申請書作成支援システムを導入し、窓口の効率化を図ります。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>来庁者への丁寧な対応、案内表示等の充実を図りました。</p> <p>業務知識の向上を図るため、法務局主催の研修などに積極的に参加するとともに、独自の勉強会など行いました。また、各種証明書の発行及び各手続きや相談等で来庁される方に適切に対応及び案内を行うよう努めました。</p> <p>マイナンバーカードを利活用した申請書作成支援システムを導入し、住民サービス向上及び効率化を図りました。</p>
----------------------	--

③ 国民年金の充実

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)

<p>◆ 国民年金制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌及びホームページを通じて広く広報を行います。</p> <p>◆ 窓口にて町民の皆様の年金記録の照会等を行い、町民サービスの向上に努めます。</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>国民年金制度の理解を深めていただくとともに、保険料の未納を無くすため、保険料の免除や猶予制度について、町広報誌に掲載を行いました。また、身体障害者手帳の申請等で来庁された方に対し、福祉課と連携を図り、障害年金制度の説明を行う等制度の周知徹底に努めました。</p> <p>さらに、来庁時にご自身の年金加入記録の照会や保険料納付額の確認を行うなど、サービスの向上を図りました</p>

いきいき健康課

課長	山本 茂人
課長補佐	壺岐 文登
課長補佐	長友 令子
課長補佐	白瀧 日登美

1. いきいき健康課の役割

いきいき健康課は、保健予防係、健康推進係、国保高齢者医療係で構成され、1. 保健・栄養指導 2. 母子保健事業 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 健康管理体制の充実

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療_1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問等による個別指導を行います。
- ◆ 疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ◆ 健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆ 町と宮崎大学医学部との官学連携で生活習慣病の疾病予防対策等に関する調査研究を行います。

【評価】

△

【検証】

特定健康診査は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、地区ごとに時間を分け人数を制限し、体育館で実施するなどの感染対策を行い実施しました。1,213人が受診し、受診率38.8%でした。健診結果に基づき、要指導者へ訪問や電話・面接にて保健指導を行いました。

例年、実施している要治療者等への健診結果説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施できませんでしたが、治療等が必要な方へは健診結果とともに生活習慣改善のためのパンフレットを同封し、予防啓発を行いました。

特定健診情報提供委託事業では、153人の受診結果情報を取得しました。

② 自殺対策事業

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死、その多くが防ぐことができる社会的な問題、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという基本認識のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- ◆ 自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために行動「気づき」「つながり」「見守り」ができるよう広報啓発に取り組みます。
- ◆ 自殺の可能性が高い世代を中心に“こころの相談票”を送付し、希望する対応に応じて相談や専門機関への紹介等を行います。
- ◆ 自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

【評価】

○

【検証】

近年の本町における自殺の状況から、自殺対策週間（9月）自殺対策月間（3月）に保健センターだよりを通じて自殺予防啓発を行いました。また、自殺との関連性の高い精神疾患等に対し突発的な来庁による相談や電話相談などにも対応しました。

自殺の可能性が高い世代を中心に『こころの相談票』を送付していましたが、周知方法の見直しのため、送付は見合わせました。

③ 町民の健康を守る取組の推進

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 乳幼児、児童・生徒が感染症にり患することを予防するとともに、り患しても重篤にならないために、予防接種の助成を行います。
- ◆ 受診率向上のため、子宮頸がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診の助成を行います。
- ◆ 肺がん検診にCT検診を、子宮頸がん検診にHPV検査、胃がん検診にABC検診（胃がんリスク検査）を追加し、より精度の高い検診を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげます。
- ◆ 特定健康診査の受診率向上を図り、保健指導の充実をはかります。
- ◆ 訪問・面接・電話による保健指導や慢性腎臓病（CKD）予防教室を実施し、住民の生活習慣へのふりかえりにつなげます。
- ◆ 健康増進を目的に、肝炎ウイルス検査・歯周病検診を行います。
- ◆ 食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善を行い、全ライフステージにあるものが、食を通じた健康づくりを実践できるよう支援します。

【評価】

△

【検証】

感染症予防のため、定期予防接種の全額助成、任意予防接種の一部助成を行いました。任意予防接種では、再編関連訓練移転等交付金に

よる「はつらつ健康基金」を活用して、新たに高校生以下のインフルエンザ予防接種の一部助成（1回につき2,000円）を開始しました。

集団健診や個別通知などで予防接種の履歴確認及び受診勧奨を行いました。

がん検診については、検診対象年齢の方には一部助成を行いました。また、その中でも①65歳以上におけるすべてのがん検診 ②特定の年齢におけるがん検診 ③特定健診の5年連続受診者に対するすべてのがん検診においては、はつらつ健康基金を活用して無料で実施しました。そして、平成29年度以降、子宮頸がん検診は、25歳から3歳毎の女性を対象にHPV検査を追加で受診できるようにしました。HPV検査を受診した約9割の方が異常なしという結果から、次回は3年後の検診(64歳以上の方については今後の検診不要)になります。平成30年度以降、胃がん検診はバリウムに加えてリスク検査を選択制で実施しており、胃がんになる確率の高いハイリスク者の選別を行いました。

肝炎ウイルス検査は、B型肝炎、C型肝炎ともに114人の希望者に実施しました。

歯周病検診は平成29年度から個別健診に変更しており、受診率は5.2%でした。

特定健診については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により昨年よりも受診率が10.5%下がりました。また、重症化予防対策として、特定健診の結果を元に検査項目（血圧、血糖、尿たんぱく、GFR、脂質、心電図）に一定の基準を設定し、基準該当者に個別指導を実施しました。そして、外部講師による運動教室を開催し、同時に保健師・栄養士による健康相談と栄養指導を実施しました。

地域に出向いた調理実習等において、各地区いきいきサロン及び高齢者クラブ、成人を対象にした講習会等で高齢者ソフト食や生活習慣病予防の講話及び調理実習を全22回・285の方に実施しました。

新型コロナウイルスの感染予防対策として、医療機関や介護施設等の7施設に感染予防に必要な備蓄品の購入費用の一部助成を行いました。

④ 結核対策の推進

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 結核は今でも全国で1年に1万5000人以上の新しい患者が発生し、年間2000人以上が命を落としている日本の重大な感染症です。こうしたことから、関係団体、地方公共団体および関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進しています。
- ◆ 結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払います。

◆ 患者等の人権が損なわれることがないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組めます。	
【評価】 ○	【検証】 結核の早期発見・早期治療を行うため65歳以上の方は1年に1回の肺のレントゲン検診を受けるよう啓発を行いました。令和2年度は1,895人が受診し、受診率は66.8%でした。

⑤ 地域医療体制の整備

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

◆ 町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。	
【評価】 △	【検証】 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先課題として対策を行い、県を通じて感染者の受入れ体制や検査体制の拡充を要望しました。また、ワクチン接種については、速やかな体制確保を整備するため、郡医師会や町内医療機関への協力要請を行いました。

⑥ 国民健康保険

(第2節 健康・福祉_II 国民健康保険 _1 国民健康保険)

◆ 国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられていますが、これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組めます。	
【評価】 ○	【検証】 医療費削減のため、特定健診・脳ドックの受診勧奨や広報活動、ジェネリック医薬品の利用促進等に取り組めました。今年度の医療の状況は、新型コロナウイルス感染症による病院受診控えの影響も考えられますが、前年度比で受診件数は6.8%減、日数は5.3%減、費用額は1.0%の減となりました。

⑦ 高齢者の健康づくり

(第2節 健康・福祉_III 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 高齢化が進むにつれて、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は急増しています。そのため特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、壮	
---	--

年期を健康に過ごすことで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要です。

- ◆ 町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>高齢者医療受給者証交付時に、生活習慣病の講話や健（検）診の受診、歯周病健診などの勧奨を行いました。健康増進計画に基づいた事業を継続し、健康寿命を延伸することが今後の課題です。</p>
----------------------	--

⑧ 高齢者医療

（第2節 健康・福祉_Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険）

- ◆ 75歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々にお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。また、医療機関での窓口負担は、一般の方が1割で現役並み所得の方が3割となっています。

<p>【評価】</p> <p>△</p>	<p>【検証】</p> <p>高齢化の進展により、高齢者に係る医療費は増加傾向にあるため、健康保持増進のために、高齢者健康診査を実施しました。</p> <p>対象者数 2,666 人（うち対象外者数 607 人）、受診者数 431 人、受診率 20.93%で前年度比 0.97%減でした。更なる受診率の向上が今後の課題です。</p>
----------------------	--

⑨ 不妊治療費助成事業

（第2節 健康・福祉_V 児童福祉 _1 児童福祉）

- ◆ 不妊治療費の一部助成を行います。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>一般不妊治療実7件（延7件）392,594円助成、特定不妊治療実8件（延12件）1,628,992円の助成を行いました。一般不妊治療で3人、特定不妊治療で2人、計5人が妊娠に至りました。</p>
----------------------	--

⑩ 母子保健事業

（第2節 健康・福祉_V 児童福祉 _1 児童福祉）

- ◆ 妊婦一般健康診査については計14回、合計108,880円まで助成します。
- ◆ 乳児一般健康診査については計2回、合計12,620円（6,310円×2回）を助成します。

<p>◆ 生後 6・7 ヶ月については、乳児一般健康診査を集団でも無料でうけることができます。</p> <p>◆ 幼児の健康の保持・増進のため年に 6 回ずつ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診を実施します。</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>令和元年度から妊婦健診自己負担額を無料化し、妊婦 1 人につき計 14 回 108,880 円の助成をしており、令和 2 年度は実受診者 181 人（延べ 1,357 回）が妊婦健診を受診しました。</p> <p>乳児健診は集団健診で 62 人（100%）が受診、かかりつけ医での健診では延 262 人が受診し、1 回あたり 6,310 円を 2 回助成しました。令和 2 年 5、7、9 月は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため健診が中止となりましたが、対象者全員に電話連絡を行い、育児等の心配事を確認し、育児不安の軽減を行いました。</p> <p>1 歳 6 か月児健診は 97 人（100%）、3 歳児健診は 156 人（99.4%）が受診しました。受診結果に対して、栄養相談・保健相談を実施し、助言を行いました。令和 2 年 4 月は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため健診が延期となりましたが、対象者全員に電話連絡を行い、育児等の心配事を確認し、育児不安の軽減を行いました。</p> <p>平成 29 年 10 月に開院した町内の小児科をかかりつけ医とする家族が増えています。</p>

⑪ 養育医療

（第 2 節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉）

- ◆ 身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児に対し、医療の給付を行います。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>平成 25 年度に宮崎県から権限移譲され、令和 2 年度は実人数 1 人に対し、延 2 件 187,343 円の未熟児医療費の助成を行いました。退院後には未熟児訪問を行い、乳児健診や予防接種の説明、子育てサービスの説明などの支援を行いました。</p>
----------------------	--

⑫ 妊娠・出産包括支援事業

（第 2 節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉）

- ◆ 妊娠期～育児期までの切れ目のない支援を行うため、令和 2 年 4 月に子育て世代包括支援センター「まある」を設置しました。
- ◆ 産婦一般健康診査について計 2 回、合計 10,000 円を助成します。

◆出産後、専門的な支援が継続的に必要な産婦等に対し、産後ケア事業を実施します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>まあるの設置により、妊娠期から定期的に状況確認し、出産後も継続して支援を行いました。</p> <p>令和2年度から産婦健診を助成しており、令和2年度は実受診者113人（延べ203回）が産婦健診を受診しました。</p> <p>令和2年度から産後ケア事業を実施しており、令和2年度は実人数3人に対し、延15回の産後ケアを実施しました。</p>
-----------------------------	---

福祉課

課長	稲田 真由美
課長補佐	緒方 利行
課長補佐	大山 文哉
健康長寿推進室長	海野 久代
室長補佐	甲斐 義人

1. 福祉課の役割

福祉課は、社会福祉係、児童福祉係、子育て支援係、健康長寿推進室（高齢者福祉係、介護保険係、地域包括ケア推進係）で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【社会福祉係】障がい者福祉、障害者自立支援、障害児通所支援、戦没者遺族、恩給、生活保護に関する業務を担っています。

【児童福祉子育て支援係】児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談等に関する業務を担っています。

【高齢者福祉係】高齢者福祉保健に関する業務を担っています。

【介護保険係】介護保険事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターに関する業務を担っています。

【地域包括ケア推進係】地域支援事業に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 介護自主予防教室助成事業

（第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険）

◆ 地域で自主的な介護予防を展開する教室等に対し、講師謝金の一部を助成（3 B 体操教室、ダンベル教室等）します。

【評価】

△

【検証】

4 グループに対し、講師代等の助成を行いました。新たなグループを増やすことができませんでした。

② 地域介護予防活動支援事業

（第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険）

◆ 地区が中心となり公民館において、おもりを使用した筋力トレーニング（キラリ輝き体操）を行い、筋力アップすることで介護状態になることを予防する教室の支援を行います。

①週1回うち最初の4回のみインストラクター（理学療法士等）による技術指導

②体力測定必要時測定

【評価】 △	【検証】 介護保険事業計画の目標値 30 地区に対し、25 地区が実施しました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施地区集会所への運動、栄養指導等は自粛となりました。 事業開始から年数が経ち、高齢化が進んでいることやリーダーの負担となっていることが課題です。
------------------	---

③ 一般介護予防事業

(第 2 節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆65 歳以上の高齢者であればどなたでも参加できる、憩いの場（こむずカフェ）を提供します。曜日によってメニューが異なり、運動指導士を講師とした体操も行います。

【評価】 ○	【検証】 介護保険事業計画の目標値参加者延べ人数 100 人に対し、令和 2 年度は 127 人が参加しました。平成 30 年度から富田・新田・上新田地区 3 か所での実施としたことが達成率を上げたものと考えます。
------------------	---

④ 高齢者のいきがづくり

(第 2 節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 老人クラブ連合会において生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがづくりの充実を図ります。

【評価】 ○	【検証】 新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、ふれあいスポーツ大会、グランドゴルフ大会等を開催し、また高齢者の生きがいを高めるために公共施設の環境美化等を行いました。加入者数の増加が今後の課題です。
------------------	--

⑤ 生活支援体制整備事業

(第 2 節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」等を実施する生活支援コーディネーターを配置します。

【評価】 ○	【検証】 令和 2 年度から社会福祉協議会に委託先が変更となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、資源開発の足がかりや住民のワークショップ（勉強会）を開催することができませんでした。 富田地区に 1 箇所新たに住民主体の居場所が立ち上がり、支援を行うことができました。
------------------	---

⑥ 居場所づくり事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者等の居場所を確保することを目的に活動する団体等に対し補助金を交付します。

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、富田地区に新規で立ち上げた団体を含む3か所に助成を行いました。

⑦ 認知症総合支援事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 認知症の人が安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等をおこなう認知症地域支援推進員を配置します。
- ◆ 認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設することで、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減します。
- ◆ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

【評価】

○

【検証】

令和2年度より地域包括支援センターが直営となり、専任1名と地域包括支援センター職員兼務4名の計5名を『認知症地域支援推進員』として配置しました。

認知症カフェは、1か所で実施しており、最近は男性利用者も増えているなど活発に活動しています。実施箇所を増やしていくことが今後の課題です。

高鍋町・木城町との3町合同で実施している認知症初期集中チームの事務局が新富町となっており、専門職2名を配置し、継続して支援を実施しています。チームの対象者を増やすことが今後の課題です。

⑧ 配食サービス

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 安否確認を目的として、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯や身体障がい者であって、調理が困難な方等に対する配食サービス利用料の費用を一部負担します。(週5回まで) 自己負担額：(普通食) 1食300円・(治療食) 1食400円

【評価】

○

【検証】

令和元年度から、週に3回だった利用回数を週5回に増やし、治療食も対応できることになったことで、22名の新規利用者を含め、39名の利用がありました。

⑨ おむつ給付

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆在宅のおおむね 65 歳以上の要介護高齢者や認知症高齢者及び重度の身体障害者(児)に対し、おむつの給付を行います。※1人 月 5,000 円分まで

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、34名からの利用があり、昨年度より若干利用者が増加しました。あわせて、住民や介護支援専門員、関係者に制度について周知を行いました。

⑩ 介護手当

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆在宅で要介護者等の介護者に対し、介護手当を支給します。※要介護者等1人の介護につき月額 10,000 円

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、17名が利用し昨年度より1名減っていますが、新規認定者は5名増加しました。また、住民や介護支援専門員、関係者に周知を行いました。

⑪ 在宅医療・介護連携推進事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆東児湯5町で児湯医師会を中心に在宅介護・医療連携を進めるにあたり、都農町に「児湯医療介護連携室」を置き、5町で共通する問題は連携室で取り組み、本町の問題は自町で取り組みます。

【評価】

△

【検証】

東児湯5町での共通事項は、連携室がある都農町中心に取り組むことができました。本町に関する問題においては、情報を収集し次年度から取り組みの準備をおこないました。東児湯5町以外の市町との連携が課題です。

⑫ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をもとに、本町に必要な資源等を探り、保険料の算定を含めた高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>前年に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や介護給付費等適正化の分析結果を含む各種統計データを活用し、基本理念の「町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち」から8つの基本目標を掲げ、第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました。</p> <p>令和3年度～令和5年度の介護保険料は、月額5,400円と前期から据え置きとなりました。</p>
----------------------	---

⑬ 介護予防・日常生活支援総合事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆虚弱な高齢者に対し、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービス、保健・医療の専門職による短期集中予防サービス等を町独自でおこないます。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>基準緩和による訪問型サービスAや専門職による通所型サービスCを実施しました。通所型サービスCは、新型コロナウイルス感染症拡大防止における施設閉鎖時は訪問により事業を実施しました。早期にこの事業につなげることが今後の課題です。</p>
----------------------	---

⑭ 地域ケア会議推進事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆個別ケース検討会である個別会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むことで、介護給付の適正化や必要なインフォーマルサービスの構築を目指します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>個別会議を16回、介護サービス事業者全体会を2回実施しました。地域ケア会議は年度末実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により会議を中止しました。事業者全体会の中で、事業所ごとの評価データを用い介護給付の適正化に努めました。</p>
----------------------	---

⑮ 介護給付費等適正化支援

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆計画策定と同時に、ひとりひとりの認定情報や給付費を分析することで、より実情に合った具体的な瀬施策を打ち出し、計画に反映させる。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>ひとりひとりの認定情報や給付費等を分析することにより、新富町の傾向が明確化となり、第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に反映することができました。</p>
----------------------	--

⑯ 在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆障がい者は福祉サービス利用料の1割が自己負担となっていますが、自己負担の2分の1の町助成を行います。

【評価】

○

【検証】

利用者に対する町独自の負担軽減を行うことによって、サービスの利用促進につなげることができました。

令和2年度においては403件の利用実績がありました。

⑰ 障がい者等相談支援事業

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う事業で、虐待防止、早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を専門性のある相談員が配置されている事業所に委託して行います。

【評価】

○

【検証】

障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員からの福祉サービスの情報提供や利用助言なども行うことができました。

⑱ 人工透析患者福祉手当

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆人工腎臓による血液透析療法の治療を受けている患者の通院交通費の一部を助成し、透析患者の健康維持と福祉の増進を図ります。

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、2,121,000円(127件)を助成しました。

⑲ 重度心身障がい児童福祉手当

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆精神又は身体に重度の障害を有する児童(20歳未満)に対し支給し、児童の福祉の増進を図ります。また、今年度から支給対象として、小児慢性特定疾病児童を追加します。
(1人あたり4,000円/月)

【評価】

○

【検証】

精神または身体に重度の障害を有する児童(20歳未満)に対する町独自の助成を行うことによって、福祉サービス利用の負担軽減につながっています。令和2年度においては120件の支給実績がありました。

⑳ 日常生活用具給付

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆ 日常生活用具の給付を通じて、障害のある方の日常生活の利便を図ります。

【評価】

○

【検証】

日常生活用具を給付することで、在宅で生活が送れるようになった事例もあり、自立の促進につなげることができました。令和2年度は、3,388,333円(延べ利用件数329件、利用人数43名)を助成しました。

21 日中一時・移動・訪問入浴支援事業

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆ 日中一時支援、移動支援、訪問入浴などの生活支援を行います。

【評価】

○

【検証】

町に登録した事業所を通じて、障がい者で生活支援を必要としている方に、3つのサービス提供を行いました。

費用については、非課税世帯は全額を町が負担し、一定以上の所得がある世帯に関しては、利用者負担が一部ありますが、半額を町が助成することで利用者の負担軽減を行いました。

本年度も、利用実績に応じて全ての給付を完了しました。

22 地域活動支援センター (I型)

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆ 障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

【評価】

○

【検証】

障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、創作、生産活動の機会の提供、地域との交流の促進を図りました。

月ごとに軽スポーツや音楽などを通じた交流会、町外施設見学、講演会研修、防災勉強会、地域行事の参加など様々な機会を通して地域住民との関係性の向上を目指した活動ができました。

23 乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高校生等が、保険医療機関等を受診されたときの医療費の一部を助成します。

【評価】

○

【検証】

乳幼児・こども及び高校生等医療費は、63,845,771円を助成しました。

24 多子世帯保育料助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している4人以上のこどもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。

※10月から3～5歳児は、全ての世帯、0～2歳児は住民税非課税を対象に保育料が原則無料

【評価】

○

【検証】

延べ245名、2,638,950円を対象世帯に助成し、子育てに係る経済的な負担の軽減を図ることができました。

25 一時預かり保育事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。

【評価】

○

【検証】

（一般型）町内私立保育園6園、（幼稚園型）幼稚園1園で補助事業を行い、延べ4,733人の利用がありました。

26 地域子育て支援拠点事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します。

【評価】 ○	【検証】 八幡保育園、子育て応援スポットあんのん舎、のぞみ保育園の3か所において下記の3事業を実施しました。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進（1日平均3組） ②子育て等に関する相談、援助（来書面会56名、電話8名、その他5名） ③地域の子育て支援に関する講習等（便りの発行月1回）
------------------	---

27 障がい児保育事業

（第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉）

◆ 障がい児保育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。

【評価】 ●	【検証】 児童の発達支援並びに子育て支援として、障がいを持つ児童の受け入れに伴い、職員の加配について予算計上しましたが、対象児童がいませんでした。
------------------	---

28 延長保育事業

（第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉）

◆ 就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間または利用時間帯を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

【評価】 ○	【検証】 町内私立保育園8園で事業を行い、延長保育の利用児童数は週平均約22人でした。
------------------	---

29 放課後児童健全育成事業

（第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉）

◆ 保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね12歳未満の児童に対し、授業終了後に保育所などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

【評価】 ○	【検証】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用した児童は、町内10か所において226名でした。
------------------	---

30 放課後児童クラブ支援事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保などを行うための補助を行います。

【評価】

○

【検証】

八幡児童クラブ、新田児童クラブの2か所に事業を委託し、障がいのある児童を受け入れるための指導員に係る人件費補助を行いました。

新富幼稚園第二児童クラブに対し、施設の賃借料補助を行いました。

ひとつせ児童クラブに対し、学校から施設までの送迎支援補助を行いました。

31 放課後児童クラブ利用負担軽減事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 新富町内に住所を有する児童および新富町外に住所を有し、新富町内の小学校に在学する児童が、町内にある児童クラブを利用する場合に、利用料のうち、8月を除く各月は月額3,000円、8月は月額8,000円を超えた額のうち2,000円を上限として算出した額を助成します。

【評価】

○

【検証】

放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用された保護者の利用料を助成し、経済的な負担軽減を行いました。

32 要保護児童の早期発見及び適切な保護

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会において、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

【評価】

○

【検証】

実務担当者会議を、町関係担当課、児童相談所、学校・保育所・幼稚園関係者、医療機関、警察、スクールサポーター、福祉事務所、保健所等、必要な関係機関と会議を実施し、要保護児童において現認実態把握や支援の方向性など協議を行い、要保護児童に必要な支援へつなげることができました。また、特定妊婦ケース検討会議を関係課において定期的に行い、要保護の対象児事前把握など情報共有を行いました。

33 病後児保育事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育し、児童の福祉の向上を図ります。
具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スペース（部屋）を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。

【評価】

○

【検証】

のぞみ保育園、ひとつせ保育園において事業を行い、年間延べ85名の利用がありました。

34 ひとり親家庭医療費助成事業

(第2節 健康・福祉_VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉_1 低所得者福祉・母子父子家庭福祉)

◆ ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

【評価】

○

【検証】

年間助成件数は、延1,674件でした。助成件数は増加傾向にあり、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康増進を図ることが出来ました。

産業振興課

課長	倉永 浩幸
課長補佐	児玉 洋平
課長補佐	岡本 啓二
課長補佐	川野 尊世

1. 産業振興課の役割

産業振興課は、農林水産係、畜産係、商工振興係で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【農林水産係】農林水産業の振興、農作物の生産対策及び販売促進に関する業務、担い手確保及び育成に関する業務、森林計画に基づく指導及び普及奨励に関する業務、有害鳥獣駆除に関する業務を担っています。

【畜産係】畜産の振興及び指導奨励に関する業務、畜産の衛生、防疫、予防接種に関する業務を担っています。

【商工振興係】中小企業の振興、創業支援及び地場産業の育成など商工業の活性化や職業安定に関する業務、並びに観光資源の掘り起こしや宣伝、観光イベントに関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 効率的・安定的な水田農業の確立

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆国の制度等を活用し、新規需要米(飼料用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米)の作付や水田後作としてのそば、麦、飼料作物の作付推進などを図り、既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換及び需要に応じた米の生産と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

【評価】

○

【検証】

経営所得安定対策等交付金及び町単独補助金を活用し、主食用米からの作付転換を推進しました。新規需要米(飼料用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米)の作付面積は令和元年度と比較して0.3ha増加しました。

② 新規就農者及び農業後継者への支援

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 新規就農者及び農業後継者に対して、国の事業である農業次世代人材投資事業又は町の独自事業である新富町就農支援交付金事業を活用し、就農直後の経営確立を支援する給付金の給付を行いました。 農業次世代人材投資事業については、新規が4名、継続が14名、新富町就農支援交付金については3名に給付を行いました。
------------------	--

③ 新富町新規就農者等確保事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 町の基幹産業である農業の発展と農業従事者の確保を図るため、新規就農者の募集活動及び町内外からの新規就農者等に対する就農支援を行います。

【評価】 ●	【検証】 新型コロナウイルス感染症の影響で新規就農者に対する就農支援が行えませんでした。
------------------	--

④ 新富そばの安定生産の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 新富そばの安定生産を行うために種子の導入に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 天候不良によりそばが不作のため、種子購入助成を行いました。
------------------	--

⑤ 農業用ハウス強靱化事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ ハウスの保守及び補強や防風ネットの設置により災害への耐候性を向上させるための資材等への支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 大雨、台風被害等の多発と被害拡大を踏まえ、老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて支援を行いました。
------------------	---

⑥ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人等による産地の基幹施設の導入支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 鬼付女地区内において、約2heの低コスト耐候性ハウスの導入支援を行いました。
------------------	---

⑦ 有害鳥獣対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

駆除班によるサル一斉駆除の実施や追い払い活動を行いました。また、近年増加するアナグマ等の駆除には箱ワナを効果的に使用し、駆除を行っていました。駆除頭数は前年度より減少しており、活動の効果が出ています。

⑧ 学校給食食材地産地消事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 町内小中学校の学校給食の食材について、町内で生産された農畜産物を活用し、食育の推進と地産地消普及啓発を行います。

【評価】

○

【検証】

新富町で生産された小麦粉と米粉を学校給食で使用してもらいました。

⑨ 環境保全型農業推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 温暖な気候と豊かな土壌や水資源等を生かし、稲作や野菜生産に取り組んでいるが、近年の消費者の食の安全への関心や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負担の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要であるため、有機農業の取組に対する支援を行います。

【評価】

○

【検証】

有機農業については、西都市・木城町・新富町においてグループで取組を行っている農業者に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、取組面積及び取組作物に応じ、補助金の交付を行いました。

県主催の環境保全型農業推進研修会等に積極的に参加し、有機 J A S 認証制度及び有機 J A S 認証取得農家の取組について学習しました。

⑩ 家畜伝染病防疫強化対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 口蹄疫・鳥インフルエンザ等の防疫強化対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図ります。

【評価】 ○	【検証】 家畜伝染病防疫対策として、防疫資材の支援と各農場への防疫強化の指導、埋却地に関調査、建設業協会との意見交換会など啓発を行いました。
------------------	--

⑪ 酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆肉用牛の優良繁殖雌牛導入、高齢繁殖素牛更新、町内産肉用牛肥育素牛導入、乳用牛の後継牛確保及び畜産事業者育成組織の運営費用や飼養効率の向上を図るための機器購入等に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 優良繁殖雌牛の確保及び更新対策として和牛繁殖雌牛 24 頭、高齢繁殖素牛更新対策として 52 頭、乳用後継牛保留対策として 48 頭、導入対策として地元産肥育素牛 128 頭の支援を行いました。
------------------	--

⑫ 畜産・酪農収益力強化整備特別対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 担い手の育成、新規就農者及び農業後継者への牛舎整備等の支援を行い、肉用牛・乳用牛の増頭対策と収益力向上と生産基盤の強化に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 規模拡大を目的として、国庫事業である畜産クラスター事業を促進し、畜舎や堆肥舎の整備及び家畜の導入等の計画支援を行い、増頭対策や収益力向上・生産基盤強化を行いました。
------------------	---

⑬ 海岸保安林の松くい虫防除

(第4節 産業・経済_II 林業・水産業_1 林業・水産業)

◆ 災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残すために、松枯れを防止するための薬剤散布、薬剤の樹幹注入を行います。

【評価】 ○	【検証】 過去に、松枯れの被害により多くの松の植え替えを行っており、継続して防除を行うことで、同様の被害防止に努めることができました。
------------------	---

⑭ 新富町造林整備事業

(第4節 産業・経済_II 林業・水産業_1 林業・水産業)

◆ 災害防止などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進するために、伐採跡地の再生林の支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進するため、伐採跡地 2.43ha に対して、造林の支援を行いました。
------------------	--

⑮ 地元商店街等との連携

(第4節産業・経済_Ⅲ 商業、サービス業、工業_1 商業、サービス業、工業)

◆ 新富町商業共同組合と連携し、ギャラリーしんとみの企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術を情報発信するとともに、併せて町の観光名所、特産品等の地域資源をアピールします。

【評価】 △	【検証】 新型コロナウイルス感染症の影響でギャラリーしんとみの臨時休館、こゆ朝市等のイベント縮小・中止など、活動に制限がかかる状況ではありましたが、コロナが落ち着く合間を縫って開催されたイベント等では多くの方にお越しいただきました。今後は新しい生活様式の中で、いかに安心してイベント参加や商店街での消費活動につなげていくかが課題です。
------------------	---

⑯ 商工業の振興

(第4節産業・経済_Ⅲ 商業、サービス業、工業_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 新富町商工会と連携し、中小企業、小規模事業者及び創業の支援のための体制強化を図ります。
- ◆ 商工会青年部・女性部の活動を促進し、地元経済を担う後継者の育成、交流の活性化に取り組みます。
- ◆ 中小企業及び小規模事業者のための町融資制度を実施し、金融機関と連携し中小企業等の資金調達を支援します。
- ◆ 意欲のある事業所の経営基盤強化、人材育成等を支援します。

【評価】 ○	【検証】 商工会と連携し、新型コロナの影響を受ける事業所の事業継続のための支援を行ったことにより商工会への加盟事業所が 61 事業所増加し、商工会の体制強化を図ることができました。また、新型コロナ関連の利子補給を行い、資金調達を支援しました。
------------------	---

⑰ 観光振興

(第4節産業・経済_V 観光_1 観光)

- ◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用したイベント等を通じた魅力発信に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 地域資源を活用した観光体験のメニューの充実を図り、モニターツアー等を実施して内容のブラッシュアップを行いました。
------------------	---

⑩ 広域的な観光振興

(第4節産業・経済_V 観光_1 観光)

◆宮崎県観光協会や、さいとこゆ観光ネットワークと連携し、広域連携による観光PRに取り組めます。

【評価】 ○	【検証】 効率よく観光情報等をPRするため、さいとこゆ観光ネットワーク加盟市町村と連携し、SNSを活用した地域の魅力発信を行いました。
------------------	---

農地管理課

課長 吉岐 進
課長補佐 宮崎 健一

1. 農地管理課の役割

農地管理課は、農地整備係、農地計画係で構成されています。各係の主な業務内容は下記のとおりです。

【農地整備係】農地の基盤整備及び保全、農業環境整備に関する業務を担っています。

【農地計画係】農地中間管理機構の市町村窓口として、農地の賃貸借契約事務を行い、担い手への農地集積に関する業務や農振農用地の調整など、農地の管理業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 猿ヶ瀬排水路整備事業

(第1節 暮らし・環境 _I 生活環境 _2 消防・救急・防災・防犯・交通安全・消費者行政)

◆ 東大谷地区排水対策において、猿ヶ瀬排水路の整備を行います。

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、令和3年度の補償調査にむけてのヒアリングを実施しました。

② 障害防止対策

(第1節 暮らし・環境 _I 生活環境 _3 基地対策)

◆ 新田原基地からの排水路の整備を行います。

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、大和地区のほ整備事業にかかる用水関連事業及び大和池の補償にかかる不動産鑑定を実施しました。

③ 排水路整備事業

(第1節 暮らし・環境 _II 自然環境保全・公害 _1 自然環境保全・公害)

◆ ほ場整備事業に合わせ、周辺集落の生活排水の整備を行います。

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、主に大和地区ほ場整備事業に関連した、周辺集落の生活排水路の整備を防衛省の調整交付金事業を活用し、実施しました。

④ 認定農業者等へ農地の集積

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 農地中間管理事業を活用し、担い手への集積・集約を図ります。

【評価】

○

【検証】

新田西地区のほ場整備に合わせ、協議を進めました。ほ場整備事業に合わせ、協議を継続しています。

⑤ 農道舗装の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 幹線農道のコンクリートによる舗装を行います。

【評価】

○

【検証】

材料支給を行うことにより舗装が容易に行え、農道の維持管理等の向上に繋がっています。事業内容が町民に浸透しているとともに、自力施工も評価でき、事業効果が確認できました。

⑥ 農業基盤整備事業の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 農地の暗渠排水及び農道整備を行います。

【評価】

○

【検証】

採択条件である「人・農地プラン」及び「農地中間管理事業」の取組地域について、実施しました。

本事業は、耕作条件整備による、効率的な営農を行うため実施し、農作業の負担軽減や、農地の汎用化など事業効果が確認できました。

農道整備については、2,135m実施しました。

暗渠排水整備については、3.2ha 実施しました。

⑦ 圃場整備の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 関連土地改良事業区域内の圃場整備の取り組みに対して支援を行います。

【評価】

○

【検証】

大和地区は、宮ヶ平・塚原工区の事業着工に取り組みました。

新田西地区は、農業者と今後の営農に関する営農計画を策定しました。

一ツ瀬川地区更新事業については、関係する1市3町にて協議会を立ち上げ、施設部会・営農部会・環境部会をそれぞれ実施し、国、県、関係機関と協議を行いました。

⑧ 農地中間管理事業の推進

(第4節 産業・経済 _ I 農業 _ 1 農業)

◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

【評価】

○

【検証】

令和2年度は、耕作者の5年目更新もあり、148haの事務手続きを実施しました。来年度も、各種補助事業とも連携し、地域の実情にあった担い手への集積・集約の継続していくことが課題です。

都市建設課

課長	甲斐 雅啓
課長補佐	沼口 昭仁
課長補佐	本部 宜則
課長補佐	長友 俊博
国道10号新富バイパス・SIC事業推進室長	(兼)甲斐雅啓

1. 都市建設課の役割

都市建設課は、都市計画係、建築係、住宅係、土木係、環境・空家係、衛生管理係、国道10号新富バイパス・SIC事業推進室で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【都市計画係】公園・緑地・都市下水路等の維持管理及び都市計画道路を含む都市計画事業の推進に関する業務を担っています。

【建築係/住宅係】公営住宅の整備を含む維持管理及び一般住宅に関する業務を担っています。

【土木係】交通網の整備、河川の整備等住環境の整備などの業務を担っています。

【環境・空家係/衛生管理係】一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽補助、し尿処理に関すること、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防に関する業務を担っています。

【国道10号新富バイパス・SIC事業推進室】新富バイパスと新富スマートインターチェンジ（仮称）早期完成のため事業推進に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路整備事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆幹線道路については引き続き計画的に整備します。

- ① 佐土原～木城線道路改修
- ② 越馬場～野中線道路改修
- ③ 末永～鬼付女線舗装補修

◆国道10号三納代地区事業推進を国に強く要望します。

◆東九州自動車道新富スマートインターチェンジ設置に向け関係機関と連携を計りながら事業を推進します。

【評価】

○

【検証】

各幹線道路の整備を計画どおりに整備を行いました。
新富スマートインターチェンジにおいては新規事業化となり、早期完成及び国道10号三納代地区早期事業推進についての要望を、関係機関に行いました。

② 幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 町民生活の向上及び安全な道路の整備、管理に努めます。

- ① 駅前周辺道路改良
 - ② 永牟田線道路改良
 - ③ 八幡～大淵線道路改良
 - ④ 中村～竹淵線道路改良
 - ⑤ 江梅瀬～西田線道路改良
 - ⑥ 切通～栗野田線道路改良
 - ⑦ 楠～西畦原線道路改良
 - ⑧ 祇園原～駒取線舗装補修
 - ⑨ 町道橋梁補修
 - ⑩ 町道橋梁点検
- その他町道維持補修など

【評価】

○

【検証】

幹線道路以外の各路線についても計画どおり整備、管理を行うことができました。

③ 木造住宅耐震診断事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。

(予定戸数：10戸)

※1戸当たり6千円の個人負担が必要

【評価】

○

【検証】

町民へのお知らせ版及び町ホームページ等で周知・募集を図り、予算上限の10戸に対し耐震診断を実施しました。

④ 木造住宅耐震改修設計事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修の設計に要する費用の一部を補助します。(予定戸数：5戸)

※1戸当たり補助限度額：10万円

【評価】

○

【検証】

お知らせ版及び町ホームページ等で周知・募集を図りましたが、応募がなく未実施となりました。

引き続き多くの町民に事業を認知してもらうことが今後の課題です。

⑤ 危険ブロック塀撤去促進事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 小中学校付近の住宅危険ブロックに対して、その所有者が行うブロック塀撤去に要する費用の一部を補助します。

【評価】

○

【検証】

お知らせ版及び町ホームページ等で周知・募集を図り、危険ブロック所有者が行うブロック塀撤去に要する費用の一部補助を実施しました。

⑥ 河川改修整備

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 河川砂防の事業促進・連携を行い、更なる防災対策に努めます。また、一ツ瀬川については、引き続き関係市町と河川改修整備要望活動を実施します。

【評価】

○

【検証】

河川砂防の事業促進に努め、一ツ瀬川については、関係市町と改修整備の要望を行いました。

⑦ 町営住宅整備事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から10年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。(30台取替)

◆ 宮ヶ平団地B棟の屋根改修を行います。

【評価】

○

【検証】

町営住宅の空調機については、29戸29台の更新を行いました。1戸1台分については、家主体調不良のため、取り下げとなりました。
宮ヶ平団地については、B棟の屋根改修を行いました。

⑧ 富田浜公園改修事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 富田浜公園の改修に向けて、施設配置詳細計画の策定を進めていきます。

【評価】

○

【検証】

令和2年度に富田浜公園全体の整備を含めた利活用促進に関する基本方針を定めた「富田浜公園基本計画」を策定しました。この計画に基づき、今後、富田浜公園の整備、利活用促進を進めていきます。

⑨ 適正なごみ処理

(第1節 暮らし・環境_ I 生活環境_ 5 ごみ処理・リサイクル)

- ◆ ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。また、資源ごみについては西都児湯クリーンセンターにて適正処理を行い、循環型社会の形成に努めます。
- ◆ 1市5町1村で、適正なごみの処理や減量化について検討していきます。
- ◆ ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。
- ◆ 塵芥中間受入施設（旧藤山）の搬入ごみについて適正に管理運営を行ない、搬入されたごみを適正に処分します。
- ◆ 町内の各地区のごみ収集を迅速にし、町民の衛生的な生活環境を保持していきます。

【評価】

○

【検証】

ごみの減量化、適正処理についての広報・啓発を行いました。西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で、複数回の展開検査を行い適正なごみ処理指導や減量化についての協議を行いました。

また、リチウムイオン電池等による発火事故への対応の一環として、『宅配便を利用した小型家電リサイクル』を開始しました。

⑩ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

(第1節 暮らし・環境_ I 生活環境_ 5 ごみ処理・リサイクル)

- ◆ 定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行います。
- ◆ ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。
- ◆ 西都児湯クリーンセンターで行う「環境フェスタ」を通じて、環境保全等について啓発していきます。
- ◆ 生ごみを削減するためコンポストの普及を進めていきます。

【評価】

○

【検証】

ごみの減量化、適正処理についての広報・啓発を行いました。西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で、複数回の展開検査を行い適正なごみ処理指導や減量化についての協議を行いました。

また、小型家電リサイクル事業の一環として『宅配便を利用した小型家電リサイクル』を開始しました。

⑪ 火葬場の運営・設備

(第1節 暮らし・環境_ I 生活環境_ 6 火葬場施設・墓地)

- ◆ 平成27年度に完成した、環境に配慮した近代的な火葬場の効率的な維持管理を進めていきます。
- ◆ 火葬場運営について、1市5町での広域取組みとして進めていきます。

【評価】

○

【検証】

周辺的环境に配慮し効率的な維持管理ができました。関係市町村並びに西都児湯環境整備事務組合と協議を行い適切な運営を行いました。

⑫ 墓地の管理

(第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_6 火葬場施設・墓地)

- ◆ 各地区の墓地に関する相談窓口になります。
- ◆ 墓地改葬について住民に周知します。
- ◆ 町営墓地を適正に管理します。

【評価】

○

【検証】

墓地に関する相談に対応しました。町営墓地および各地区の墓地の適正管理を行いました。

⑬ 自然環境の保全

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 海岸清掃等のボランティア活動を推進します。

【評価】

○

【検証】

ボランティア活動の推進を図りました。また、ボランティアが回収した漂着プラゴミ等の適正処理への支援を行いました。

⑭ 環境保全意識の啓発

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 町民に公共水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。

【評価】

○

【検証】

浄化槽事業の啓発に合わせ啓発活動を行いました。

⑮ 環境汚染対策

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 不法投棄等の監視パトロールを行います。
- ◆ 河川汚染の原因の1つとなる家庭からの廃食油の流入を防ぐために、年間5,000ℓを目標に廃食油の回収を行い、河川等の水質検査を定期的（年4回）に行っていきます。

【評価】

○

【検証】

環境美化パトロール監視員による監視パトロールを行い、不法投棄の発見と不法投棄者への指導を行いました。

廃食油については、6,480ℓの回収を行いました。河川等の水質検査も適切に実施しました。

⑩ 排水路整備事業

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 各地域の実情に応じ、排水路の整備を行います。

【評価】

○

【検証】

適正な維持管理に努めました。

⑪ 排水処理対策等の充実

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 生活排水から河川等の水質を守る為に、生活排水処理率（合併浄化槽使用率）68%を目標に推進します。
- ◆ し尿や浄化槽汚泥の処理を行っている新富処理施設「潮香苑」を適正に運営していきます。
- ◆ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進と法定検査実施について町民への周知を図って行きます。

【評価】

○

【検証】

今年度の補助金交付対象（10人槽以下）の合併浄化槽の設置基数は85基の整備を行いました。また、浄化槽法第11条検査の検査率向上のため『新富町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱』の見直しを行いました。

水道課

課長 長友 一彦
課長補佐 倉永 勝彦

1. 水道課の役割

水道課は、経営係と工務係で構成され、安全で良質な水道水を安定供給するため、水道事業の経営を担っています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【経営係】 企業会計、水道メータの検針業務、水道料金の収納等に関すること。

【工務係】 水道施設の運営、管理、整備、計画等に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 水資源の保全

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ◆ 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

【評価】

○

【検証】

関係機関と連携し、水質管理情報の把握など水質管理体制強化を行い、水質保全に努めました。

有収率向上対策として、漏水箇所の配水管布設替え及び漏水情報提供があった際は、直ちに補修を行いました。

今後の課題は、老朽化した浄水場の施設設備更新及び年々増えてくる老朽管の更新を計画的に実施していくことです。

② 上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備を努めます。

- ① 浄水場発電機室築造工事
- ② 浄水場高感度濁度計更新工事
- ③ 浄水場発電機室築造監理業務
- ④ 浄水場発電機室築造意図伝達業務

◆ 水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の計画的な整備を実施します。

- ① 平伊倉予備水源送水管布設替工事

<p>② 藤山～永牟田線配水管布設替工事</p> <p>③ 塚原地区配水管布設替工事</p> <p>◆町道道路改良工事に併せて、配水管の計画的な整備を実施します。</p> <p>① 日向新富駅～鬼付女線配水管布設工事</p> <p>◆水圧不足地域解消のため、配水管の計画的な整備を実施します。</p> <p>① 東五反田1号線配水管布設工事</p> <p>② 富田町～舟津線配水管布設工事</p>	
<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>施設の適正管理として、老朽化した浄水場の発電機、電気計装設備を設置する建屋の築造を行いました。</p> <p>新規の配水管布設、老朽化した送水管及び配水管の耐震適合管への布設替えを概ね計画どおりに実施することができました。</p> <p>また、水圧不足地域の解消のため、配水管の布設を行いました。</p>

会計課

課長 山本 明子
課長補佐 川西 雅也

1. 会計課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 公金管理の効率化 <small>(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 行財政運営の効率化)</small>	
◆ 町公金を適正に管理していくため、財政部局と連携し効率的な資金運用に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 町資金管理会議を開催し、安全性と流動性を確保しつつ効果的な資金運用の年次方針について確認し、決定を行いました。更なる効率的な運用益を行うため、公営企業（水道事業）からの受託をはじめ一括管理基金の数を増やし、公金の適正な管理に努めました。
② 税金等の納付方法の拡充 <small>(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 行財政運営の効率化)</small>	
◆ 町民の利便性向上のため、関係各課と連携して各種窓口での手数料等の支払いや公共施設利用料等の支払いのキャッシュレス化を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 経済産業省が実施する窓口キャッシュレス化の「モニター自治体」として関係各課と研究を進め、年度内にポスレジスターの導入による窓口収納金のキャッシュレス化が実現しました。また、町民の利便性向上のため、公共施設等の使用料について担当課と連携し納付書にバーコード決裁を導入することによりコンビニ収納が可能となりました。

議会事務局

局長 宮本 信一
局長補佐 福重 和泉

1. 議会事務局の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員会事務局を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 開かれた議会の実現

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _I ビジョンを実現するための行政の取り組み _2 町民参加の推進)

◆町民が参加できる議会を目指し、議会報告会や町民の声を広聴できるよう意見交換会などへの取り組みについて補助・支援を行います。

【評価】

△

【検証】

定例会の日程、一般質問の内容等を町のホームページ、町広報誌、議会だより、町内IP告知放送を活用し、町民への身近な議会となるよう努めました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、傍聴人数を制限したことにより、令和2年度の議会傍聴者数は減少に転じました。(傍聴者数 平成28年度：186人 平成29年度：192人 平成30年度：283人 令和元年度：319人 令和2年度：115人)

令和元年度から町民の声を拝聴するため、ワールドカフェ方式を用い、意見交換会を開催し、多くの意見交換を行っていましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施することができませんでした。

② 議会広報の充実

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _I ビジョンを実現するための行政の取り組み _2 町民参加の推進)

◆町民が読みやすい「議会だより」になるよう、アンケート等を実施し、多くの町民に読んでいただける広報誌を目指します。

◆議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図ります。

◆議会広報特別委員会の研修の補助・支援を行います。

【評価】

○

【検証】

広報誌「議会だより」については、一般質問の紙面を拡充するとともに、文字を拡大し、表題の配置や各ページのグラデーション及び挿絵や写真を大きくし、高齢の方でも見やすい紙面作りを行いました。

	<p>また、定例会毎に傍聴者に対し「議会だより」に関するアンケートをお願いして、ご意見をいただきながら、町民目線の広報誌となるよう努めました。</p> <p>さらに、定例会の一般質問の様子をIP告知端末で放送し、町民に実際の議会の状況を広く周知しました。町ホームページでも事前に各議員の一般質問内容を掲載し、町内外へ情報を発信しています。</p> <p>新富町役場1階ロビー及び新富町総合交流センターで議会中継を傍聴することが出来るようにしています。</p>
--	---

③ 先進性のある議会の実現

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _I ビジョンを実現するための行政の取り組み _2 町民参加の推進)

◆ 政策提言につながる各常任委員会及び特別委員会の行政調査及び町民の意見を国等に訴えるための要望活動の補助・支援を行います。

<p>【評価】</p> <p>△</p>	<p>【検証】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、各常任委員会、特別委員会においては、行政調査を実施することが出来ませんでした。文教厚生常任委員会においては、前年度末に開催した「議員と語ろう会」における参加者の意見について、調査・研究し、町へ政策提言書を提出しました。また、基地対策特別委員会については、基地周辺をはじめ、町内の生活環境を早急に改善していく必要があるため、要望活動を行いました。</p> <p>研修等については、例年、宮崎県町村議会議長会等が実施している研修会等へ参加していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催が中止されたため参加できませんでした。</p>
----------------------	---

教育総務課

課長	河野 佐知子
課長補佐	押川 美香
教育対策監	中倉 信博
教育施設整備対策室長	(兼)河野佐知子

1. 教育総務課の役割

教育総務課は、教育総務係と学校教育係、教育施設整備対策室で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【教育総務係】教育委員会の会議、教育財産の管理など教育委員会事務の総務全般の業務を担っています。

【学校教育係】児童生徒の就学事務及び就学援助、特別支援教育、学校保健及び学校安全、学校給食、学校図書等、学校教育事務全般の業務を担っています。

【教育施設整備対策室】学校施設の施設整備に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 学校給食費補助事業

(第2節健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 児童生徒の学校給食費を全額補助し(無償化)し、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

【評価】

○

【検証】

児童生徒の学校給食費を全額補助(無償化)することができました。

② 学校施設・設備の充実

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 業務教育)

- ◆ 学校施設の充実に取り組みます。
- ① 富田小学校講堂の改修建設を行います。
- ② 適正な学校施設維持のための長寿命化計画を策定します。

【評価】

○

【検証】

富田小学校講堂の建設を行い、工期内に予定通りの事業完了を実施することができました。

③ 学力の向上

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 業務教育)

◆ 学習指導方法の工夫改善に努めるとともに小中一貫教育を推進します。

- ① 県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から学校への指導助言の強化を図ります。
- ② 「しんとみ学力・授業力向上推進リーダー」による学習指導の工夫・授業改善に係る研究の推進と成果の普及を図ります。
- ③ 外国語指導助手（ALT）を増員し、英語力の向上及び国際理解を深めます。

【評価】

○

【検証】

指導主事の派遣により、学校への適切な指導・助言を行うことができました。

各学校の教職員の中から「学力・授業力向上推進リーダー」を委嘱し、合同で研究を行い、授業公開を通して、町内教職員の意識と指導力の向上を図りました。

各小中学校に町費による非常勤講師を配置し、少人数学習やTT授業により児童生徒の学力向上を図りました。

④ 小中一貫教育の推進

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 業務教育)

◆ 学校区の特色を生かした一貫性・連続性のある教育に取り組みます。

- ① 各中学校区において小・中学校の9年間を見通した系統性・一貫性のある教育の充実を図ります。
- ② 未就学から小学校、更に中学校教育への滑らかな接続が図られるよう、幼保障連絡協議会での研究、協議を行います。

【評価】

○

【検証】

「田園の里 新田学園」、「学びの丘 上新田学園」は小中一貫校として、9年間を見通した教育課程を編成し、学習指導や生徒指導等にも効果的な成果を上げています。富田小学校、富田中学校では学校間の連携により学校評価委委員会の合同開催や教職員の研修会等を通して共通意識の醸成を図り、地域の状況に応じた小中連携教育を進めました。

⑤ 読書推進事業の展開

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 義務教育)

◆ 「読書のまち新富づくり」のもと学校内でも読書活動を推進します。

①学校図書サポーターを学校区ごとに1名ずつ配置し、町立図書館と町小中学校読書推進委員会との連携のもと、学校図書館のより一層の充実を図ります。

②毎月20日～26日を「ファミリー読書週間」とし、23日を「ファミリー読書の日」とし、町小中学校読書推進委員会を中心に家族での読書活動を推進します。

③幼保小連携モデル事業を活用するなど連携した読書活動の充実を図ります。

【評価】

○

【検証】

小中読書推進委員会を中心に、ファミリー読書週間、朝の読書活動などに取り組み活動が定着してきています。各読書コンクール（完読賞、多読賞、手作り絵本、読書感想文）では意欲的に読書に取り組む児童生徒を表彰しました。また、各学校において新規に図書を2,557冊(6校合計)購入し、読書環境充実を図るほか学校図書サポーターの配置により児童生徒の読書活動支援に努めました。

町立図書館と連携しながら絵本の読み聞かせの手法を学び、小中学生が町内幼稚園・保育所に出向き読み聞かせを行う活動を実践することが出来ました。

⑥ 健康安全教育・食育の推進・道徳教育

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 義務教育)

◆ 体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。

①「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。

②食に関する指導（食育）及び「地産地消の日」「弁当の日」の取り組みを推進します。

③交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。

④学校の教育活動全体をとおして道徳教育を推進するとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。

【評価】

○

【検証】

各学校で学校経営案、防災・危機管理マニュアル等を作成し、教職員が共通理解した上で、児童生徒への健康安全教育を行っています。

学校給食では地場産物を学校給食に活用するほか、全小中学校において、子どもたちが自分でつくる「弁当の日」の取り組みを行い、食育推進しました。

また、交通安全指導として、学校・PTAによる青色パトロールカーの巡回や街頭指導のほか、関係部署と連携した通学路の点検、改善により安全確保に努めました。

⑦ 生徒指導等の充実

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 義務教育)

◆ 学校教育の充実を図ります。

- ① 児童生徒の心のケアのため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用します。
- ② L G B T等への理解推進に努め、人権教育を推進します。
- ③ 生徒と学校が共に協議し校則の見直しを行います。

【評価】

○

【検証】

児童生徒の状況に応じ、適宜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した対応を行いました。
生徒と学校で協議し校則の見直しを行いました。

⑧ 家庭・地域社会・学校の連携

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 義務教育)

◆ 新富町の特色を活用したふるさと教育の充実を図り、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。

- ① 全中学校区で家庭学習の充実を図ります。
- ② 家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。

【評価】

○

【検証】

全中学校区で「あいさつ・読書活動の推進・家庭教育の充実」の統一目標で取り組んでいます。
各学校では、生徒指導部の目標等に「あいさつ運動」等を掲げるとともに、登校時間の朝のあいさつ運動に取り組んでいます。また、P T Aと連携して定期的な朝の街頭指導も実施しました。

⑨ 教育環境の充実

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 義務教育)

◆ 学校教育環境の充実を図ります。

- ① 非常勤講師の配置を行い各学校の児童生徒への基礎的基本的学力の定着を図ります。
 - ② 適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実を図り、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行います。
 - ③ 校内通信ネットワーク及び児童生徒一人1台のパソコン環境を一体的に整備する「GIGA スクール構想」により、教育のICT化の充実を図ります。
- ◆ 遠距離通学児童の負担軽減を図るため、スクールバスを運行します。

【評価】 ○	【検証】 非常勤講師による各学校の児童生徒への基礎的基本的学力の定着を図ることができました。 適応指導教室「けやき教室」と学校の連携を図ることができ、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行うことができました。 校内通信ネットワーク及び児童生徒一人1台のパソコン環境を整備し、教育のICT化の充実を図ることができました。 遠距離通学の地域（3キロ以上）の児童を対象にスクールバスを運行し、4地区21人の児童の送迎を行いました。
------------------	--

⑩ 特別支援教育の充実

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 義務教育)

- ◆ 特別な配慮を要する児童生徒に対し必要に応じて支援員を配置するなど、個々の特性の状況に応じた特別支援教育を推進します。

【評価】 ○	【検証】 特別支援教育のため10名の町雇用支援員を配置し、状況に応じた支援を行いました。富田小学校に、ことばの教室のほか、LD・ADHDの通級教室が開設されたことで、特性の状況に応じた指導を行うことができました。就学に際して町内外保育所等の訪問や就学相談会、就学時健康診査、教育支援委員会等を開催し、子どもの特性の早期発見、早期対応により特別支援教育の推進に努めました。 適応指導教室（けやき教室）では、生徒2名を受入れ、保護者や学校ともきめ細かに情報共有を図り対応しました。
------------------	---

⑪ いじめ防止対策

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 義務教育)

- ◆ いじめやそれにつながる生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見のため、学校や関係各課との連携を図ります。
- ◆ 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会等の関係機関と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 いじめや子どもの抱える問題行動の解決等については、毎月各学校においてアンケート調査を実施し、未然防止や早期対応につながるよう配慮しています。また、ケース会議等関係機関との連携及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により対応することができました。 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会に諮問する案件は0件でした。
------------------	--

生涯学習課

課長	齊藤 隆文
課長補佐	河野 光典
課長補佐	猪野 博行

1. 生涯学習課の役割

生涯学習課は、生涯学習係及び文化スポーツ係で構成されています。各係の主な業務内容は下記のとおりです。

【生涯学習係】社会教育、公民館、図書館に関する業務を担っています。

【文化スポーツ係】文化振興、文化財、社会体育に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① ブックスタート事業・家庭教育支援事業

(第3節 教育・文化・人づくり _I 幼児教育_1 幼児教育)

◆乳児健診に合わせて親子に絵本の配布を行う「ブックスタート事業」の開催により絵本を通じた親子のふれあいを啓発します。

◆町地域婦人連絡協議会の皆さんによる小学校の参観時の託児事業を支援します。

【評価】

△

【検証】

「ブックスタート事業」は新型コロナウイルス感染防止の観点から5月・7月・9月は中止しました。11月・1月・3月は読み聞かせは実施出来ませんでした。読書への関心を深めて頂くため絵本の配布のみ行いました。

小学校での託児事業は新型コロナウイルス感染防止のため、託児利用が多いと事前に想定される学校は中止を選択し、その他の学校は状況に合わせて町地域婦人連絡協議会の協力を得てスムーズに実施することが出来ました。

② 子ども体験活動支援事業等

(第3節 教育・文化・人づくり _III 青少年健全育成_1 青少年健全育成)

◆ 町内各中学校区で活動する育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンス、子どもフェスティバルなど運営実行委員会やボランティア団体と連携して子どもの体験活動を推進・支援します。

◆ 中学生ボランティア団体を設立し、体験活動を推進・支援します。

【評価】 ○	【検証】 各事業とも学校を通じて募集を行い、事業企画する団体や地域の協力のもと新型コロナウイルス感染防止を考慮しながら、計画的に実施することが出来ました。事業によっては活動内容の見直しや整理が今後の課題となっています。 中学生ボランティアは、21名(高校生3名含む)の参加があり、新型コロナウイルス感染防止のためイベント等が中止となる中、読み聞かせなど実施できたイベントでは積極的に活動しました。
------------------	---

③ 新富町子ども会育成事業

(第3節 教育・文化・人づくり _III 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成)

◆ 宿泊体験事業やレクレーション活動を通じて、連帯感や達成感、公共心を学ぶ子ども会活動の支援を行います。	
【評価】 △	【検証】 子ども会活動は、新型コロナウイルス感染防止の観点からイベント等の開催を自粛したため、年度末に開催した子どもフェスティバルのみの活動となりました。コロナ禍でどう活動していけるのかが今後の課題です。 また、子どもが減っている地区の子ども会加入率の低下や中高生などの活動参加や活動を支援する指導者の確保や、保護者の理解と協力による事業参画が課題となっています。

④ 新田公民館の移転事業

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 1 生涯学習)

◆ 河川改修に伴い移転計画がある新田公民館の移転事業に取り組みます	
【評価】 ○	【検証】 新施設の設計を行い、新田支所を含む複合施設の建設を計画しました。引き続き新田公民館移転事業に取り組みます

⑤ 生涯学習活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 1 生涯学習)

◆ 一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と共催しオンライン講座を行います。 ◆ 各地区における生涯学習活動に対し講師助成を行い、自治公民館活動の生涯学習を支援します。	
【評価】 △	【検証】 一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と共催しオンライン講座を実施しました。 各地区における講師助成の申し込みはありませんでした。

⑥ 成人式自主運営

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 1 生涯学習)

- ◆ 新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を支援し、新成人の社会参加を促進します。

【評価】

△

【検証】

成人式実行委員会の募集を行い、実行委員会の企画会議等で助言・支援を行いました。今年度は新しい町在住の外国人研修生団体の参加申し込みもあり、さらに国際色豊かな成人式になる予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため開催直前で中止となりました。

⑦ 読書環境整備及び推進事業

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

- ◆ 読書環境充実のため図書館の蔵書の整備を進めるとともに、「読書だより」を発行し啓発を図ります。
- ◆ 各種団体(実行委員会等)との連携による催しを企画し図書館の利用者の拡大を図ります。

【評価】

○

【検証】

年間 5,000 冊の図書館の蔵書整備と年 4 回の「読書だより」発行については計画通りに実施することにより、読書環境の充実に努めました。

また、他の図書館と連携した読み聞かせを行ったり、カフェキートスと連携したイベントを行いました。

⑧ 文化財の環境整備及び活用

(第3節 教育・文化・人づくり _V文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

- ◆ 新田原古墳群の整備を継続し、周遊できる空間づくりに努めます。
- ◆ 埋蔵文化財の調査を進めます。
- ◆ 資料館を学習の場として活用を図ります。
- ◆ 関係自治体と連携し、日本遺産等の取組みの研究を進めます。

【評価】

○

【検証】

新田原古墳群第 1 期優先整備区域の総括報告書を作成しました。今後は整備と埴輪の重要文化財指定に向けた取組を進めていきます。

また、ほ場整備やスマート I C など大規模な開発行為が計画されているため、関係部局や県文化財課との調整を進めながら、試掘・確認調査を進めていきます。

⑨ 文化活動の推進

(第3節 教育・文化・人づくり _V文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

- ◆ 文化会館の利活用を円滑に行うため、適正な維持管理を行います。
- ◆ 町内の無形民俗文化活動の継承を支援します。

【評価】

○

【検証】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け自主文化事業、貸館事業ともに例年通り開催することが出来ませんでした。文化会館の指定管理者に対しては、日常的な管理や自主文化事業等コロナ禍における運営方法等を協議しながら開催可能な事業を実施しました。

今後は、施設設備の適正な維持管理のため、計画に沿った改修を実施していくことが課題です。

町の指定民俗文化財の「元禄坊主踊り」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一般公開は中止となりました。

新田神楽は、県指定となり2月の一般公開は規模を縮小して開催しました。

三納代神楽は、地域コミュニティ助成事業を受け、子ども向けの衣装や用具を中心に整備しました。

引き続き後継者育成や公演機会の提供などの支援を行ってまいります。

⑩ 生涯スポーツ活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり _V文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

- ◆ 各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開催します。
- ◆ スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の普及と指導を行います。
- ◆ 全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。
- ◆ 関係各課と連携した健康長寿とスポーツ習慣の意識の醸成を図ります。

【評価】

●

【検証】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全ての町主催スポーツ教室並びに自治公民館対抗スポーツ大会等を中止し開催することが出来ませんでした。

スポーツ推進委員も、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出前教室等も計画段階で中止とし、例年通りの活動を行うことが出来ませんでした。

全国、九州大会出場に要する費用の助成についても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催される大会が少なく、申請件数3件、合計20万円の助成に留まりました。

⑪ 体育施設管理及び整備

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

◆ 体育施設の適正な管理と整備に向けて調査・研究を行います。

【評価】 △	【検証】 過去の補修や管理のための委託実績等を整理し、経年的に必要な改修計画を立てるための準備を行ってきました。適正な維持管理のため、施設ごとの中長期計画を立てることが今後の課題です。
------------------	--

⑫ スポーツを通じた交流人口の拡大

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

◆ スポーツ交流センターのPRを町内外で行い、利用促進を図ります。

【評価】 △	【検証】 富田浜スポーツ交流センターの利用者数は、306人でした。 今後は、テニスコートや運動広場等の施設の活用と結びつけた利用形態を町内外のスポーツ団体や学校等に提案し、交流人口の拡大につなげることが課題です。
------------------	---

農業委員会事務局

局長 岩村 伸夫

局長補佐 小野 圭三

1. 農業委員会事務局の役割

農業委員会事務局は、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 認定農業者等の農地の集積

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農

業)

◆ 農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

【評価】

○

【検証】

農業委員及び農地利用最適化推進委員による積極的な認定農業者へのあっせんを行い、一定の農地集積を行うことができました。

② 遊休農地等の解消及び発生防止

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消及び発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者及び利用者との調整を図ります。

【評価】

○

【検証】

農業委員及び農地利用最適化推進委員と共に農地パトロールを8月に実施し、所有者への意向調査及び利用者との調整を行い、遊休農地等の解消及び発生防止に努めました。

③ 農業者年金の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 農業後継者や新規就農者へ啓発を行い、年金制度への理解を図り農業者年金加入を推進します。

【評価】

○

【検証】

10月28日から11月27日までの農業者年金加入促進期間において農業委員及び農地利用最適化推進委員と共に推進活動を行い、年間7名の新規加入がありました。

④ 農地中間管理事業の推進

(第4節 産業・経済 _ I 農業 _ 1 農業)

◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

【評価】

○

【検証】

農業経営基盤強化促進法による農地集積の推進を図り、農地中間管理事業による担い手への一定の農地集積ができました。